

第62号議案 長崎市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例

目 次	ページ
1 条例制定の背景	2 ～ 7
2 条例の概要	8 ～ 14
3 高潮浸水想定区域に存在する大規模な工場等位置図【参考】 . . .	15

土 木 部
令和8年6月

1 条例制定の背景

(1) 目的及び背景

ア 目的

水防法第15条第1項第4号ハの規定に基づき、浸水想定区域内にあり、浸水した際に社会経済活動、地域の雇用や産業に著しい影響を及ぼす大規模な工場その他の施設について、長崎市地域防災計画に名称及び所在地を定め、防災対策及び事業継続対策の自主的な取組の推進を促し、市が必要な情報提供及び指導助言等支援を行うため、対象となる大規模工場等の用途及び規模を定めるもの。

浸水想定区域とは

水防法において円滑かつ迅速な避難を確保し又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図ることを目的として都道府県又は市町村が指定する以下の区域をいう。

- ① 洪水浸水想定区域・・・想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として指定するもの。
- ② 雨水出水浸水想定区域・・・想定最大規模降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川（市長村指定）その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域として指定するもの。
- ③ 高潮浸水想定区域・・・想定し得る最大規模の高潮であって海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するもの。

1 条例制定の背景

イ 背景

- (ア) 近年、集中豪雨等による水害が頻発しており、短時間で河川が増水するなど甚大な被害が発生する事例が増加。
- (イ) 水害の発生防止や被害軽減を図るためには、行政のみならず、民間事業者等が果たす役割も期待されている。
- (ウ) 前述の状況を踏まえ、平成25年4月に水防法が一部改正され、浸水想定区域内にあって、浸水防止計画の作成等の努力義務を負うべき対象事業所として、「大規模工場等」が規定された。

1 条例制定の背景

水防法改正の概要 ～浸水想定区域内の地下街、高齢者等利用施設、大規模工場等における自主的な避難確保・浸水防止の取組の促進～

- ① 市町村地域防災計画に定める浸水想定区域内の地下街、高齢者等利用施設、**大規模工場等**（以下「事業所等」）の所有者等に対し、**市町村長から洪水予報等が直接伝達**される。
- ② 上記事業者について、**避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織**の設置等が規定された。

※赤字は平成25年4月、平成27年5月の法改正で拡充

事業所等	地下街	高齢者、障害者、乳幼児等の 要配慮者利用施設	大規模工場等 （申出のあったもの）
措置の義務付け	義務（市長村長からの指示に従わない場合、公表の措置あり）	義務	努力義務
措置の内容	・避難所確保計画の作成 ・浸水防止計画の作成・訓練の実施	・避難所確保計画の作成 ・訓練の実施	・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施
自衛水防組織	自衛水防組織の設置義務あり、構成員の 市町村長への報告	自衛水防組織を設置した場合、構成員の 市町村長への報告	自衛水防組織を設置した場合、構成員の 市町村長への報告

【サポート体制】



国の河川関係事務所内の「**災害情報普及支援室**」にて、事業者等に対し**計画作成、訓練実施等の技術的助言**を行う。

1 条例制定の背景

(I)「大規模工場等」の基準（用途及び規模）については、国の基準（水防法施行規則第10条）を参酌して、市町村の条例で定めることとされた。

大規模工場等に係る国が定める基準（水防法施行規則第10条）

- ① 用途…工場、作業場及び倉庫
- ② 規模…延床面積が10,000平方メートル以上のもの

1 条例制定の背景

(2) 条例制定に係る経緯

平成30年より長崎県が指定している洪水及び高潮浸水想定区域の拡大に伴い、近年、対象となる大規模工場等が一定数立地【**25棟(10事業所)**】している状況となったことから、事業者自主的な取組（浸水防止計画や避難訓練）の推進を図るため、対象となる大規模工場等の具体的な基準（用途及び規模）について、本市の条例で定めるもの。

時期	内 容
H25.4 H27.5	水防法の一部改正。
H30.8～	長崎県が2級河川において順次「 洪水浸水想定区域 」を指定。 ※長崎県が指定した区域内で、国が定める基準に該当する大規模工場等は、令和3年に1棟（1事業所）、令和6年に1棟（1事業所）、 累計2棟(2事業所) 。
R7.2	長崎県が西彼杵沿岸及び大村湾沿岸において「 高潮浸水想定区域 」を指定。 ※国が定める基準に該当する大規模工場等は24棟（9事業所）。
R7.9	長崎県が橘湾沿岸において「 高潮浸水想定区域 」を指定。 ※国が定める基準に該当する大規模工場等は1棟（1事業所）、 累計25棟(10事業所) 。

※洪水浸水想定区域内に該当する大規模工場等の2棟（2事業所）は、高潮浸水想定区域についても、区域内に位置し重複している。

1 条例制定の背景

浸水想定区域指定状況（長崎県告示）

① 洪水【2棟（2事業所）】

（令和8年3月末現在）

浸水想定区域指定	河川名（二級河川）	洪水ハザードマップ作成状況
平成30年8月31日	中島川	作成済み（平成31年3月作成）
令和3年2月24日	浦上川	作成済み（令和4年3月作成）
令和3年3月12日	<u>八郎川【1棟（1事業所）】</u>	作成済み（令和4年5月作成）
令和4年7月1日	神浦川、多以良川、二股川、式見川、西山川、鹿尾川、黒浜川、宮崎川、江川、中尾川	作成済み（令和5年10月作成）
令和6年3月22日	城山川、大井手川、三川川、現川川、千間田川、清水川、間の瀬川、松原川、正念川、平古場川、日見川、若菜川、川平川、小江川、戸石川、手熊川、大浦川、 <u>江川川【1棟（1事業所）】</u> 、落矢川、千々川、多以良川、二股川、三重川、大川、蚊焼大川、出津川、黒崎川、川下川、大江川、西海川、谷口川、戸根川、手崎川、村松川	作成済み（令和7年8月作成）

② 高潮【25棟（10事業所）】

（令和8年3月末現在）

浸水想定区域指定	沿岸名	高潮ハザードマップ作成状況
令和7年2月28日	有明海沿岸、 <u>西彼杵沿岸【24棟（9事業所）】</u> 、大村湾沿岸	準備中（令和8年7月作成予定）
令和7年9月19日	<u>橘湾沿岸【1棟（1事業所）】</u> 、松浦沿岸	準備中（令和8年7月作成予定）

2 条例の概要

(1) 対象とする大規模工場等の用途及び規模

「大規模工場等」の基準（用途及び規模）については、国の基準（水防法施行規則第10条）を参酌して、市町村の条例で定める必要があることから、以下の通り定めることとしたい。

ア 用途

国の基準と同様に「工場、作業場又は倉庫」として定めたい。

国の基準（国土交通省令）	長崎市の条例
工場、作業場又は倉庫	同 左

《理由》

次の理由により、国土交通省令の基準のとおり、社会経済活動上の重要な事業所用途として、「工場、作業場又は倉庫」と定めたい。

- 工場は、経済活動や雇用に著しく影響を及ぼすため重要な事業所であること。
- 作業場又は倉庫は、原材料の調達から製造・物流・販売・消費など一連の製造業活動へ著しく影響を及ぼすため重要な事業所であること。

2 条例の概要

イ 規模

国の基準と同様に「延べ面積が10,000平方メートル以上のもの」として定めたい。

国の基準（国土交通省令）	長崎市の条例
延べ面積が10,000平方メートル以上のもの	同 左

《理由》

次の理由により、国土交通省令の基準のとおり、社会経済活動に著しく影響を及ぼす事業所規模として、「延べ面積が10,000平方メートル以上のもの」と定めたい。

- 本市は、造船業・水産業を基盤として発展しており、大規模工場等の施設についてもこれらの事業所が多く存在すること。
- 国が当該基準を定める際、全国の工場を対象に延べ面積規模ごとに「製造品出荷額等」を推計し、その総額の1／2程度をカバーする規模以上として設定している。本市の場合も、「延べ面積10,000㎡以上」で総額の1／2以上をカバーできていること。

2 条例の概要

【参考】 浸水想定区域内の大規模工場等における製造品出荷額等について

延べ面積の規模	浸水想定区域内の棟数 (累計)	製造品出荷額等
5, 0 0 0 m ² 以上のもの	5 3 棟 (2 2 事業所)	※10, 000 m ² 以上の額で総額の2分の1をカバーできており、 5, 000 m ² 以上では62%以上の製造品出荷額等の総額となる。
1 0, 0 0 0 m ² 以上のもの	2 5 棟 (1 0 事業所)	長崎市全製造品出荷額等の 約4, 4 1 7 億円のうち10, 000 m ² 以上は 約2, 7 5 0 億円 <u>(総額の約6 2 %)</u>

2 条例の概要

(2) 長崎市における大規模工場等の立地状況

延べ面積10,000平方メートル以上の大規模工場等のうち、水防法に規定される各浸水想定区域内の立地状況（令和8年3月31日時点）

用途	水防法（条例制定の根拠法）		
	洪水浸水想定区域	高潮浸水想定区域	合計※
工場	1 棟 (1 事業所)	23 棟 (8 事業所)	23 棟 (8 事業所)
作業場	1 棟 (1 事業所)	1 棟 (1 事業所)	1 棟 (1 事業所)
倉庫	— (—)	1 棟 (1 事業所)	1 棟 (1 事業所)
合計	2 棟 (2 事業所)	25 棟 (10 事業所)	25 棟 (10 事業所)

※ 洪水浸水想定区域の2棟については、高潮浸水想定区域にも立地しているため合計から除外。

2 条例の概要

(3) 他都市の条例制定の状況

ア 中核市（長崎市を除く 61 市を確認）

条例制定市	規模	用途
旭川市、郡山市、いわき市、前橋市、岐阜市、 豊橋市、西宮市、倉敷市、鳥取市、福山市、 高松市	10,000㎡以上	工場、作業場、倉庫
松山市	5,000㎡以上	

イ 九州管内の県庁所在地（長崎市を除く 7 市）

条例制定市	規模	用途
佐賀市、熊本市	10,000㎡以上	工場、作業場、倉庫
福岡市	5,000㎡以上	

2 条例の概要

(4) スケジュール

スケジュール	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	
洪水浸水想定区域指定	 八郎川			 江川川ほか			
高潮浸水想定区域指定					 西彼杵沿岸 大村湾沿岸	 橘湾沿岸	
議 会						 条例議案 提出	 公布日から 施行
大規模工場 等事業者						 事業者への周知・支援 ・対象事業者への周知等 ・浸水防止計画 ・避難訓練の実施 ・自主水防組織の設置	

2 条例の概要

(5) 関係法令（抜粋）

1 水防法

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 [※]**市町村防災会議**（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による**洪水浸水想定区域の指定**、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による**高潮浸水想定区域の指定があつたとき**は、**市町村地域防災計画**（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）**において**、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、**次に掲げる事項について定めるものとする**。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一～三 省略

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ～ロ 省略

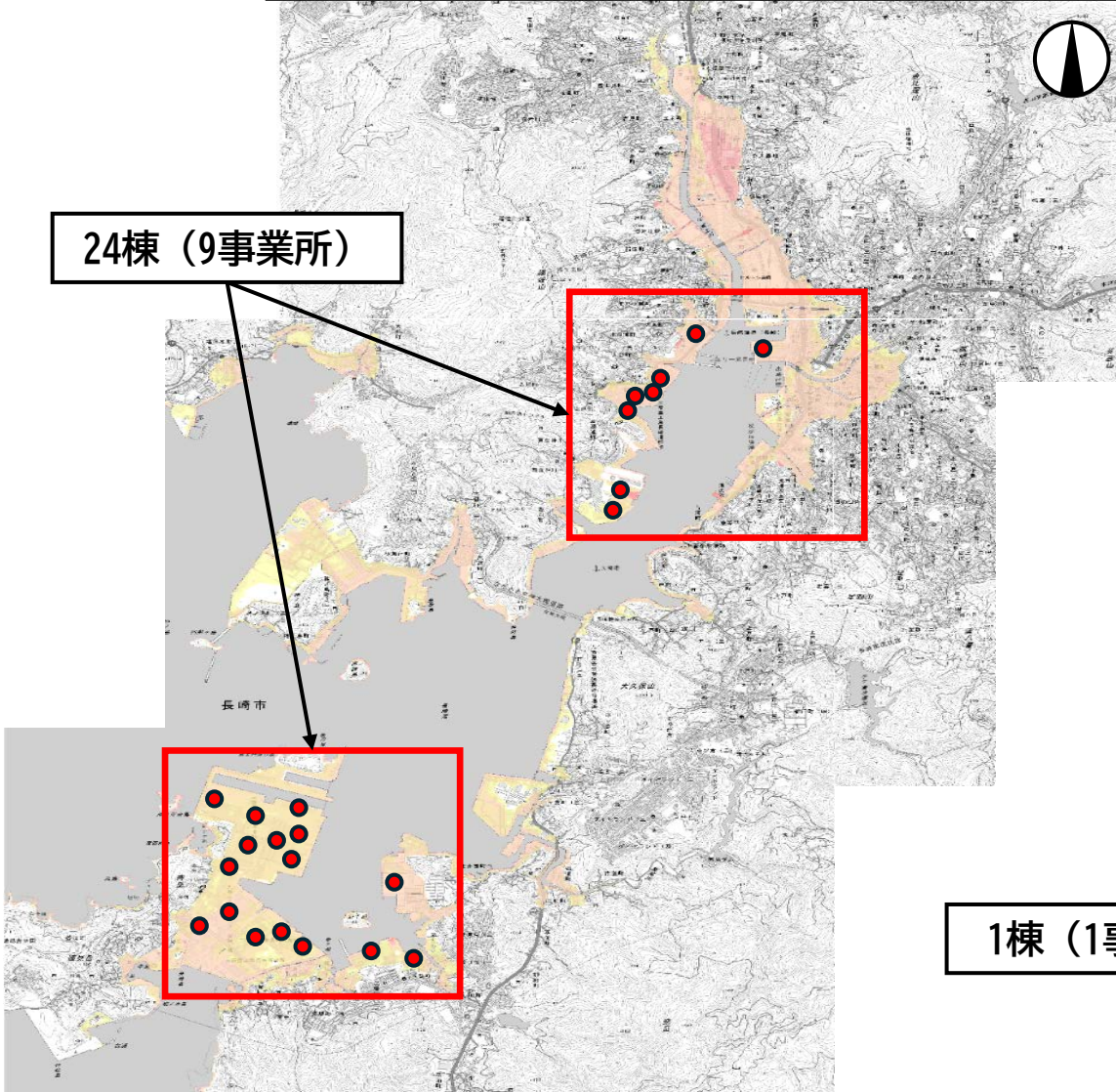
ハ **大規模な工場その他の施設**（イ又はロに掲げるものを除く。）**であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの**（第十五条の四において「大規模工場等」という。）**でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの**

※市町村防災会議とは ⇒ 長崎市防災会議

災害基本法及び長崎市防災会議条例に基づき、本市防災に関する基本方針を決定するとともに、地域防災計画を作成し、その推進、災害に関する情報の収集及び関係機関との連絡調整等を図る組織体

3 高潮浸水想定区域に存在する大規模な工場等位置図【参考】

10,000㎡以上の大規模工場等対象箇所 位置図
(西彼杵沿岸・長崎港エリア)



10,000㎡以上の大規模工場等対象箇所 位置図
(橘湾沿岸・橘湾エリア)

